

第11回標茶町農業委員会総会会議録

開催年月日 平成30年4月25日(水曜日)

開催場所 標茶町役場議場

○議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名について
- 第2 会期決定について
- 第3 会務報告
- 第4 報告第27号 平成29年度標茶町農業委員会業務報告について
- 第5 報告第28号 農用地の賃貸借に係る合意解約について 9件
- 第6 報告第29号 農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について 7件
- 第7 報告第30号 農用地譲渡申出に係るあっせん結果について 3件
- 第8 議案第40号 現況証明について 2件
- 第9 議案第41号 農業振興地域整備計画の変更について 4件
- 第10 議案第42号 農地法第3条の規定による許可申請について 4件
- 第11 議案第43号 農地法第4条の規定による許可申請について 3件
- 第12 議案第44号 農地法第5条の規定による許可申請について 1件
- 第13 議案第45号 農用地利用集積計画の作成の要請について 19件
- 第14 議案第46号 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について
- 第15 議案第47号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について
- 第16 議案第48号 平成30年度標茶町農業委員会事業計画について
- 第17 議案第49号 農地等の利用最適化の推進に関する指針の見直しについて

○出席委員(15名)

1番 澁谷 洋 君	2番 高松 俊男 君	4番 橋 澄子 君
5番 嶋中 勝 君	6番 甲斐やす子 君	7番 森田 享子 君
8番 大泉 義明 君	9番 渡邊 裕義 君	10番 平間 清 君
11番 類瀬 正幸 君	12番 熊谷 英二 君	13番 津野 齊 君
14番 笛木 眞一 君	15番 高橋 政寿 君	16番 佐瀬日出夫 君

○議事参与の制限を受けた委員(2名)

■番 ■■■■■ 君 ■■番 ■■■■■ 君

○欠席委員(1名)

3番 高原 文男 君

○その他出席者

事務局長 相撲 浩信 君	振興係長 若松 務 君
主 任 高橋 望 君	主 事 湊谷 省吾 君

(会長 佐瀬日出夫君、議長席に着く。)

◎開会の宣告

○会長(佐瀬日出夫君) 只今から第11回標茶町農業委員会総会を開会致します。

只今の出席委員は15名、欠席1名であります。

よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による定足数に達しておりますので、本総会は成立致しました。

(午前10時14分開会)

◎開会の宣告

○会長(佐瀬日出夫君) 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名委員の指名

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第1。会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第82条の規定により、

9番・渡邊君 11番・類瀬君

を指名致します。

◎会期の決定について

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第2。会期決定を議題と致します。

第11回標茶町農業委員会総会の会期は本日1日限りと致したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日と決定致しました。

◎会務報告

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第3。会務報告を行います。

会務報告は印刷配布のとおりであります。

◎報告第27号

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第4。報告第27号、平成29年度標茶町農業委員会業務報告についてを議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長(若松 務君) はい。

報告第27号について説明させていただきます。

平成29年度標茶町農業委員会業務報告について、平成29年度標茶町農業委員会業務について、次のとおり報告するものであります。

平成29年度標茶町農業委員会業務報告書、別紙のとおりであります。

平成29年度標茶町農業委員会業務報告書。

1 総会等会議招集の状況

(1) 総会等会議開催回数

定例総会、13回。

特別委員会、こちらは農地部会、農政部会であります、5回。

あっせん委員会、45回。

その他として、19回。

その他につきましては、全体協議会、広報委員会、研修委員会、あと農地利用状況調査の検討会となります。

(2) 総会等議案数及び延件数

議案、議案数57、延件数201。

報告、議案数37、延件数116。

協議、議案数1、延件数1。

その他、議案数2、延件数2。

その他につきましては、会長、会長代理の選挙であります。

2 農地の移動状況

(1) 農用地利用集積計画（農業経営基盤強化促進法）に基づく移動

売買あっせん関係であります、農地保有合理化、農家対農家、合わせまして件数38件、面積は1,138.6ha。

賃貸借、あっせんでありましたが、農地保有合理化の関係で14件、359.2ha。

農地中間管理事業の関係で、1件、3.8ha。

農家対農家ということで、36件、473.7ha。

賃貸借の合計ですが、51件、面積が836.7haとなります。

使用貸借、農家対農家ですが14件、235.2ha。

合計で、103件。

合計面積が2,210.5haとなります。

(2) 農地法第3条の許可による移動

移動の内容ですが、一般相対による売買、10件、面積が149.7ha。

使用貸借、6件、385.8ha。

交換、4件、33.0ha。

賃貸借が2件、27.4haとなります。

(3) 農地法第3条の3の規定に基づく届出、こちらは相続の届出となります。

9件、合計面積360.8ha。

(4) 農地法第4条の規定に基づく農地転用は、3件、2.7ha。

(5) 農地法第5条の規定に基づく農地転用は、8件、8.9ha。

(6) 農地法第18条第6項の規定による合意解約は、25件であります。

次のページとなります。

(7) 特定農地貸付に係る農地法の特例に関する法律に基づく貸付承認、1件。

こちらは権衛村であります。

3 委員の調査活動状況

農地法第3条の調査は22件で、委員数22人。

農地法第4条の調査は4件で、委員数12人。

農地法第5条の調査は8件で、25人。

農地法第30条の調査は、16人。

30条の調査は、農地利用状況調査であります。
農用地利用集積計画の調査は50件で、委員数50人。
農業振興地域整備計画の調査は11件で、34人。
現況調査につきましては12件で、43人。
農地中間管理事業に係る調査は1件で、4人であります。

4 委任業務関係

(1) 委任業務の会議開催状況であります。農業者経営移譲年金受給説明相談会ということで1回開催しております。

(2) 委任業務の処理状況です。

農業者経営移譲年金受給裁定請求、5件。
特例付加年金裁定請求、5件。
農業者老齢年金受給裁定請求、21件。
諸変更届出と致しまして、農業者年金資格喪失届、4件。
通常加入申込・変更等届出書、8件。
政策支援加入申込・変更等届出書、8件。
死亡関係届出が、9件。
特定処分対象農地処分関係が、4件。
その他の届出、17件。
農業者経営移譲年金等受給者現況届に係る証明が234件であります。

5 その他

証明関係になります。
贈与税並びに不動産取得税に係る経営継続証明が13件。
不動産取得税の課税標準の特例控除に係る証明が11件。
現況証明が12件。
農用地耕作証明が7件。
その他の証明が22件。
その他の証明は、証明済証明など過去の証明の証明であります。
なお、議案資料の21ページをご覧ください。

21ページに、農業委員会等に関する法律第37条情報の公表という項目があります。

これに基づきまして、次のページになりますが、農林水産省経営局農地政策課長より、農業委員会業務の実施状況等の公表についてという文書が、平成28年3月4日に配布されております。

その中で23ページの1番になりますが、農業委員会業務の情報の公表についてということで、前年の状況をですね、農業委員会の方で取りまとめて、できるだけホームページに情報提供するということをしなければならないということで、指導があります。

この業務報告書につきましても、農業委員会のホームページに承認されたのちに、公表していきたいと考えております。

宜しくお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君）以上をもって、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君）ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

以上をもって報告第27号は報告のとおり承認されました。

◎報告第28号

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第5。報告第28号、農用地の賃貸借に係る合意解約について、内容9件を議題と致します。

お諮り致します。

番号1から番号9まで内容9件について審議の都合上一括議題に供したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号9まで内容9件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

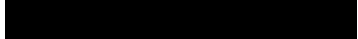
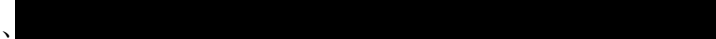
○振興係長(若松 務君) はい。

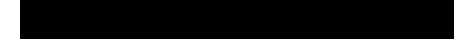
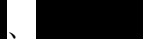
報告第28号について説明させていただきます。

農用地の賃貸借に係る合意解約について、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知があったので報告致します。

合意解約の通知があった土地の表示、別紙のとおり9件であります。

番号1。

賃貸人、、さん。

賃借人、、さん。

土地の表示、字上オソツベツ原野120-76。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積は、69,106㎡。

設定内容は、賃貸借。

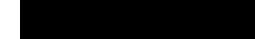
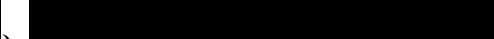
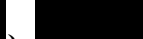
契約年月日は、平成23年7月31日。

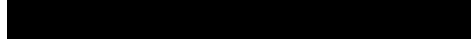
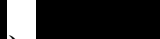
契約期間は、平成23年7月31日から平成33年7月30日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日は、平成30年3月27日であります。

なお、番号2、3につきましては、賃借人、設定内容、賃貸借の解約が合意された年月日が、番号1と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号2。

賃貸人、、、さん。

、さん。

土地の表示、字中オソツベツ1-1の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、3,352㎡外4筆、合計の面積が79,953㎡。

契約年月日は、平成27年6月30日。

契約期間は、平成27年6月30日から平成37年6月29日まで。

番号3。

賃貸人、XXXXXXXXXX、XXXXXXさん。

土地の表示、字中オソツベツ原野96-1の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、57,715㎡。

契約年月日は、平成28年6月1日。

契約期間は、平成28年6月1日から平成33年5月31日まで。

番号4。

賃貸人、XXXXXXXXXX、XXXXXXさん。

賃借人、XXXXXXXXXX、XXXXXXさん。

土地の表示、字ルルラン16-1の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、45,142㎡。

設定内容は、賃貸借。

契約年月日は、平成25年9月2日。

契約期間は、平成25年9月2日から平成32年5月29日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日は、平成30年3月29日であります。

なお、番号5、6、7につきまして、賃借人、設定内容、賃貸借の解約が合意された年月日が番号4と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号5。

賃貸人、XXXXXXXXXX、XXXXXXさん。

土地の表示、字ルルラン31-2。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、32,958㎡外3筆、合計面積は61,260㎡。

契約年月日は、平成24年5月2日。

契約期間は、平成24年5月2日から平成34年5月1日まで。

番号6。

賃貸人、XXXXXXXXXX、XXXXXXさん。

土地の表示、字オソツベツ146-1の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、23,233㎡外11筆、合計面積は138,848㎡。

契約年月日は、平成29年4月28日。

契約期間は、平成29年4月28日から平成37年4月27日まで。

番号7。

賃貸人、XXXXXXXXXX、XXXXXXさん。

土地の表示、字ルルラン39-25。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、4,274㎡外8筆、合計面積は127,818㎡。

契約年月日は、平成25年5月1日。

契約期間は、平成25年5月1日から平成37年4月30日まで。

番号8。

賃貸人、XXXXXXXXXX、XXXXXXさん。

賃借人、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の表示、字クチョロ原野101。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、15,160㎡外8筆、合計面積が115,756㎡。

設定内容は、賃貸借。

契約年月日は、平成29年6月28日。

契約期間は、平成29年6月28日から平成34年6月27日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日は、平成30年3月30日であります。

番号9。

賃貸人、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

賃借人、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の表示、字オソツベツ445-1。

地目、登記簿、牧場。

現況、畑。

面積、1,953㎡外26筆、合計面積が398,210.75㎡。

設定内容は、賃貸借。

契約年月日は、平成28年3月24日。

契約期間は、平成28年3月24日から平成38年3月23日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日は、平成30年3月23日であります。

以上です。

○会長（佐瀬日出夫君）以上をもって、番号1から番号9まで、内容9件について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君）ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君）ご異議ないものと認めます。

以上をもって、報告第28号、内容9件は報告のとおり承認されました。

◎報告第29号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第6。報告第29号、農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について、内容7件を議題と致します。

お諮り致します。

番号1から番号7まで、内容7件について、審議の都合上一括議題に供したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君）ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号7まで、内容7件について一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

報告第29号について説明させていただきます。

農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について、農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員を次のとおり指名したので報告するものであります。

指名したあっせん委員は、別紙のとおり7件となっております。

番号1。

あっせん申出者、
さん。

申出面積、9.7ha。

指名年月日、平成30年3月26日。

申出の種類、売買

指名あっせん委員、湊谷委員、高松委員、大泉委員、高橋委員。

なお、番号2につきまして、あっせん申出者、指名年月日、指名あっせん委員が、そして番号2から番号7まで、申出の種類が番号1と同じであるため、説明を省略させていただきます。

番号2。

申出面積、18.4ha。

番号3。

あっせん申出者、
さん。

申出面積、7.1ha。

指名年月日、平成30年3月28日。

指名あっせん委員、橋委員、大泉委員、笛木委員、森田委員。

番号4。

あっせん申出者、
さん。

申出面積、13.1ha。

指名年月日、平成30年3月29日。

指名あっせん委員、湊谷委員、高松委員、平間委員、高橋委員、嶋中委員。

なお、番号5から番号6まで、指名年月日が番号4と同じであるため、説明を省略させていただきます。

番号5。

あっせん申出者、
さん。

申出面積、71.0ha。

指名あっせん委員、湊谷委員、高松委員、平間委員、高橋委員。

番号6。

あっせん申出者、
さん。

申出面積、53.9ha。

指名あっせん委員、湊谷委員、平間委員、高橋委員。

番号7。

あっせん申出者、
さん。

申出面積、42.6ha。

指名年月日、平成30年4月16日。

指名あっせん委員、橘委員、甲斐委員、類瀬委員、大泉委員、佐瀬委員。

以上です。

○会長（佐瀬日出夫君）以上をもって、番号1から番号7まで、内容7件について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君）ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君）ご異議ないものと認めます。

以上をもって、報告第29号、内容7件は報告のとおり承認されました。

◎報告第30号

○会長（佐瀬日出夫君）日程第7。報告第30号、農用地譲渡申出に係るあっせん結果について、内容3を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君）はい。

報告第30号についてご説明させていただきます。

農用地譲渡申出に係るあっせん結果について別紙のとおり報告するものであります。

別紙のとおり3件となっております。

番号1。

あっせん譲渡申出者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

あっせん委員長、嶋中委員。

あっせん委員、甲斐委員、佐藤肇委員、大泉委員。

報告年月日、平成28年10月18日。

譲受人、地番、価格等については下記のとおりとなっております。

土地の所在、字栄184-3。

現況地目、畑。

面積、6,684㎡外3筆、合計面積が7,402㎡となっております。

価格、49,000円。

譲受人氏名、XXXXXXXXXXさん。

予定資金関係は、自己資金となっております。

番号1につきましては、あっせん委員長である嶋中委員より、結果について報告を願います。

○会長（佐瀬日出夫君）5番・嶋中君。

○5番（嶋中 勝君）5番・嶋中。

報告第30号番号1について報告致します。

平成28年9月30日に、あっせん委員の指名があり、平成28年10月6日に甲斐委員、佐藤肇委員、大泉委員と私と事務局より村山局長、湊谷主事で現地調査を行い、価格を決定し、あっせ

ん委員長に互選されました私より、[]さんに価格を提示したところ、譲渡の承認を得ましたので、平成28年10月18日に[]において、第2回あっせん委員会を開催いたしました。譲受希望者を調整したところ、[]さんに決定致しました。

内容については、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びににあっせんにあたられました、5番・嶋中君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1は報告のとおり承認されました。

続いて番号2を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

番号2についてご説明させていただきます。

あっせん譲渡申出者、[]、[]さん。

あっせん委員長、佐藤徳市委員。

あっせん委員、武藤委員、橘委員、甲斐委員。

報告年月日、平成28年11月28日。

譲受人、地番、価格等については下記のとおりとなっております。

土地の所在、字上チャンベツ原野東3線東5-1。

現況地目、採放地。

面積、3,057㎡外5筆、合計面積が11,081㎡。

価格、23,000円。

譲受人氏名、[]さん。

予定資金関係は、自己資金となっております。

続いて、土地の所在、字雷別50-3。

現況地目、採放地。

面積、123㎡外7筆、合計面積が103,804㎡。

価格、898,000円。

譲受人氏名、[]さん。

予定資金関係は、自己資金となっております。

合計14筆、合計面積は114,885㎡となっております。

合計の価格が、921,000円となっております。

番号2につきましては、あっせん委員であります甲斐委員より、結果について報告を願います。

○会長（佐瀬日出夫君） 6番・甲斐君。

○6番（甲斐やす子君） 6番・甲斐です。

報告第30号、番号2について報告致します。

平成28年10月4日に、あっせん委員の指名があり、平成28年10月17日に、佐藤徳市委員、武藤委員と、橘委員と私と事務局より村山局長、湊谷主事で現地調査を行い、価格を決定し、あっせん委員長に互選された佐藤徳市委員より、[REDACTED]さんに価格を提示したところ、譲渡の承認を得ましたので平成28年11月9日に[REDACTED]において、第2回あっせん委員会を開催し、譲受希望者を調整したところ、[REDACTED]さんと[REDACTED]さんに決定致しました。

内容については、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号2について事務局の説明、並びににあっせんにあられました、6番・甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については報告のとおり承認されました。

続いて番号3を議題と致します。

なお、[REDACTED]番・[REDACTED]君は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象になっておりますので、除斥を求めます。

（[REDACTED]君退席）

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

番号3についてご説明させていただきます。

あっせん譲渡申出者、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

あっせん委員長、高橋委員。

あっせん委員、澁谷委員、高松委員、大泉委員。

報告年月日、平成30年4月10日。

譲受人、地番、価格等については下記のとおりとなっております。

土地の所在、字クチョロ原野北46線17-1。

現況地目、畑。

面積、48,859㎡外2筆、合計面積は97,373㎡。

価格、487,000円。

譲受人氏名、[REDACTED]さん。

予定資金関係は、自己資金となっております。

続いて、土地の所在、字クチョロ原野171-2。

現況地目、畑。

面積、40,280㎡外10筆、合計面積は184,988㎡。

価格、4,806,000円。

譲受人氏名、[]さん。

予定資金関係は、自己資金となっております。

合計14筆、合計面積は282,361㎡。

合計の価格が、5,293,000円となっております。

番号3につきましては、あっせん委員長である高橋委員より、結果について報告を願います。

○会長（佐瀬日出夫君） 15番・高橋君。

○15番（高橋政寿君） 15番・高橋です。

報告第30号、番号3について報告致します。

3月26日に、あっせん委員の指名があり、4月10日に澁谷委員、高松委員、大泉委員、私と事務局より相撲局長、湊谷主事で役場中会議室において、第1回あっせん委員会を開催致しました。

あっせん委員長には私が互選されました。

本件は、平成25年度に農地保有合理化事業により、公益財団法人 北海道農業公社の取得した農地を、[]さんと、[]さんが借上げ、本年度公社より売渡を受ける案件です。

詳細については、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号3について事務局の説明、並びににあっせんにあられました、15番・高橋君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号3は報告のとおり承認されました。

（[]君復席）

以上をもって、報告第30号、内容3件は報告のとおり承認されました。

◎議案第40号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第8。議案第40号、現況証明願について、内容2件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長（若松 務君） はい。

議案第40号について説明させていただきます。

現況証明願について、北海道農地法関係事務処理要領に基づき願出のあった、下記の土地の現況証明願について議決を求めるものであります。

別紙のとおり 2 件であります。

番号 1。

土地の所在、字標茶 5 3 3 - 6。

登記簿地目、畑。

現況、農地、採草放牧地以外。

面積、1 8, 1 3 8 m²。

農地区分は、一般民有地。

利用状況は、未利用地。

所有者名、申請者名は [REDACTED] さん。

調査委員は、大泉委員、渡邊委員、笛木委員。

調査年月日は、平成 3 0 年 4 月 6 日であります。

なお、調査結果につきましては、渡邊委員より報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 9 番・渡邊君。

○9 番（渡邊裕義君） 9 番・渡邊です。

議案第 4 0 号、番号 1 について報告致します。

4 月 2 日付けで、調査依頼があり 4 月 6 日に調査してまいりました。

調査委員といたしましては、大泉委員、笛木委員、事務局からは若松係長と私とで現地調査を行っております。

現地の状況は、配布資料の 1 ページから 2 ページをご覧ください。

字標茶 5 3 3 - 6 は、2 0 年以上前から未利用地であり、農地、採草放牧地以外であることを確認致しました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号 1 について事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、9 番・渡邊君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号 1 については原案可決されました。

続いて番号 2 を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長（若松 務君） はい。

番号 2 について説明させていただきます。

土地の所在、字上多和原野基線 6 3 - 1。

登記簿地目、畑。

現況、農地、採草放牧地以外。

面積は、13,369㎡。

農地区分は、一般民有地。

利用状況は、未利用地。

所有者、申請者は[REDACTED]さん。

調査委員氏名は、大泉委員、渡邊委員、笛木委員。

調査年月日は、平成30年4月6日であります。

なお、調査結果につきましては、大泉委員より報告お願いいたします。

○会長（佐瀬日出夫君） 8番・大泉君。

○8番（大泉義明君） 8番・大泉。

議案第40号、番号2について報告致します。

4月2日付けで、調査依頼がありまして4月6日に調査してまいりました。

調査委員につきましては、渡邊委員、笛木委員と、事務局からは若松係長と私で、現地調査を行ってまいりました。

現地の状況は、配布資料の3ページから4ページをご覧ください。

字上多和原野基線63-1の地番は、20年以上も前から、農業施設用地の跡地で、未利用地となっております。

現地調査の結果、農地採草放牧地以外であることを確認しました。

詳細につきましては、ただいま事務局が説明したとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号2について事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、8番・大泉君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

以上をもって、議案第40号、内容2件は原案可決されました。

◎議案第41号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第9。議案第41号、農業振興地域整備計画の変更について、内容4件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

議案第41号について説明させていただきます。

農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2に基づき、標茶町長より意見を求められた下記の件について、意見を求めるものです。

意見を求められた土地の表示については、別紙のとおり 4 件となっております。

番号 1。

区分、用途区分変更。

地番、字上多和原野西 1 線 7 4 番 2。

現況地目、畑。

面積、17,058㎡の内908.85㎡。

事業計画の名称、スラリーストア・ロール置場施設整備事業。

事業主体、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

事業開始、変更後。

事業の規模等、スラリーストア 375.74㎡。

土地所有者、[REDACTED]さん。

事業の必要性、緊急性、新たに農業用施設を整備するものであります。

他法令の許認可の見通し、農地法第 4 条申請中。

土地選定の理由、当該地は、農業用施設の建設に営農上最適であるとともに周辺には農用地以外に代替すべき土地が無く、周辺農用地への支障も軽微なことからやむを得ず選定するものであります。

番号 1 につきましては、調査委員であります大泉委員から報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 8 番・大泉君。

○8 番（大泉義明君） 8 番・大泉。

議案第 4 1 号、番号 1 について報告致します。

4 月 9 日に事務局より調査の依頼があり、4 月 2 0 日に橘委員、森田委員と事務局より相撲局長、湊谷主事と私で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の 5 ページから 9 ページに記載されていますのでご覧ください。

この案件は、[REDACTED]で酪農を営む、[REDACTED]さんが所有地に畜舎を建設するために、農振農用地区域内の農地を農地以外にすることを標茶町に申請し、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

この変更を受けようとする土地の表示及び状況、面積は記載のとおり確認しています。

変更しようとする内容及び、目的、計画については記載のとおり確認しております。

今回の変更面積につきましては、農業用施設の建設としては妥当な面積と判断致します。

周辺には農用地等以外の代替地がなく、周辺農用地への影響も軽微なことからやむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号 1 について事務局の説明、並びに現地調査にあられました 8 番・大泉君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

続いて番号2を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君）はい。

番号2について説明させていただきます。

区分、用途区分変更。

地番、字塘路257番地2。

現況地目、畑。

面積、25,008㎡の内4,337.30㎡。

事業計画の名称、スラリーストア・ロール置場施設整備事業。

事業主体、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

事業開始、変更後。

事業の規模等、スラリーストア778.91㎡、ロール置場1,757.98㎡。

土地所有者、XXXXXXXXXXさん。

事業の必要性、緊急性、新たに農業用施設を整備するものであります。

他法令の許認可の見通しについては、農地法第4条申請中。

土地選定の理由、当該地は農業用施設の建設に営農上最適であるとともに周辺には農用地以外に代替すべき土地が無く、周辺農用地への支障も軽微なことからやむを得ず選定するものであります。

なお、番号2につきましては、調査委員であります橋委員に、報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 4番・橋君。

○4番（橋 澄子君） 4番・橋です。

議案第41号、番号2について報告致します。

4月9日に事務局より調査の依頼があり、4月16日に津野委員、甲斐委員、類瀬委員と、事務局より相撲局長と、湊谷主事、私で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の10ページから13ページに記載されておりますのでご覧ください。

この案件は、XXXXXXXXXXで酪農を営むXXXXXXXXXXが所有地にスラリーストアを建設するために、農振農用地区域内の農地を農地以外にすることを、標茶町に申請し、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

この変更を受けようとする土地の表示及び状況、面積は記載のとおりと確認しております。

変更しようとする内容及び目的、計画についても記載のとおりと確認しております。

今回の変更面積につきましては、農業用施設の建設としては妥当な面積と判断致します。

周辺には農用地等以外の代替地もなく、周辺農用地等への影響も軽微なことから、やむを得ないと判断いたしました。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号2について事務局の説明、並びに現地調査にあられました4番・橋君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

続いて番号3を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係(湊谷省吾君) はい。

番号3について説明させていただきます。

区分、用途区分変更。

地番、字虹別原野411番地。

現況地目、畑。

面積、48,330㎡の内25,915.66㎡。

事業計画の名称、育成牛舎・哺育ロボット牛舎・導入舎・機械庫・堆肥舎・事務所・エプロン・ロール置場施設整備事業。

事業主体、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

事業開始、変更後。

事業の規模等、育成牛舎1,682.92㎡、哺育ロボット牛舎1,142.4㎡、導入舎781.92㎡、機械庫291.6㎡、堆肥舎555.5㎡、事務所70㎡、エプロン6,030.43㎡、ロール置場3,210.53㎡。

土地所有者、XXXXXXXXXXさん。

事業の必要性、緊急性、新たに農業用施設を整備するものであります。

他法令の許認可の見通しについては、農地法第5条申請中。

土地選定の理由、当該地は農業用施設の建設に営農上最適であるとともに周辺には農用地以外に代替すべき土地が無く、周辺農用地への支障も軽微なことからやむを得ず選定するものであります。

なお、番号3につきましては、調査委員であります笛木委員より、報告をお願い致します。

○会長(佐瀬日出夫君) 14番・笛木君。

○14番(笛木眞一君) 14番・笛木。

議案第41号、番号3について報告致します。

4月11日に事務局より調査の依頼があり、4月20日に大泉委員、橘委員、森田委員と事務局より相撲局長、湊谷主事と私で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の17ページから20ページに記載されておりますのでご覧ください。

申請者は、土地の譲受者であり、XXXXXXXXXXで哺育事業を行う予定の、XXXXXXXXXXが売主であるXXXXXXXXXXさんの土地に農業用施設を建設するために、農振農用地区域内の農地を農地以外にすることを、標茶町に申請し、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

この変更を受けようとする土地の表示及び状況、面積は記載のとおりと確認しております。

変更しようとする内容及び目的、計画についても記載のとおり確認しております。

今回の変更面積につきましては、農業用施設の建設としては妥当な面積と判断致します。

周辺には農用地等以外の代替地もなく、周辺農用地等への影響も軽微なことから、やむを得ないと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号3について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました14番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号3については原案可決されました。

続いて番号4を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

番号4について説明させていただきます。

区分、用途区分変更。

地番、字西熊牛原野西3線60番地8。

現況地目、畑。

面積、41,506㎡の内11,831.40㎡となっております。

事業計画の名称、すみません酪農者とあるんですけれども、者の漢字が間違っておりますので、申し訳ありません、訂正願います。

酪農舎・排水処理施設の建設、ロール置場・作業スペースの確保。

事業主体、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

事業開始、変更後。

事業の規模等、酪農舎1,084.54㎡、排水処理施設24㎡、パドック3,000㎡、ロール置場900㎡。

土地所有者、XXXXXXXXXXさん。

事業の必要性、緊急性、新たに農業用施設を整備するものであります。

他法令の許認可の見通しについては、農地法第4条申請中。

土地選定の理由、当該地は農業用施設の建設に営農上最適であるとともに周辺には農用地以外に代替すべき土地が無く、周辺農用地への支障も軽微なことからやむを得ず選定するものであります。

番号4につきましては、調査委員であります嶋中委員より、報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 5番・嶋中君。

○5番（嶋中 勝君） 5番・嶋中。

議案第41号、番号4について報告致します。

4月9日に事務局より調査の依頼があり、4月18日に森田委員、渡邊委員と、事務局より相撲局長、湊谷主事と私で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の14ページから16ページに記載されておりますのでご覧ください。

この案件は、XXXXXXXXXXで酪農を営むXXXXXXXXXXさんが所有地に牛舎を建設するため、農振農用地区域内の農地を農地以外にすることを、標茶町に申請し、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

この変更を受けようとする土地の表示及び状況、面積は記載のとおりと確認しております。
変更しようとする内容及び目的、計画についても記載のとおりと確認しております。
今回の変更面積につきましては、農業用施設の建設としては妥当な面積と判断致します。
周辺には、農用地等以外の代替地もなく、周辺農用地等への影響も軽微なことから、やむを得ないものと判断いたします。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号4について事務局の説明、並びに現地調査にあられました5番・嶋中君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号4については原案可決されました。

以上をもって、議案第41号、内容4件は原案可決されました。

◎議案第42号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第10。議案第42号、農地法第3条の規定による許可申請についてを内容4件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

なお、■番・■君は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象になっておりますので、除斥を求めます。

（■君退席）

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

議案第42号についてご説明させていただきます。

農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による農地等の権利移転（設定）の許可申請があった下記の件について、議決を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示は、別紙のとおり4件となっております。

番号1。

譲渡人、■、■さん。

譲受人、■、■

■さん。

土地の所在、字上オソツベツ原野3線西1-6。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、2,478㎡外1筆、合計面積は9,932㎡となっております。

契約の種類、売買。

権利移転設定の理由、譲渡人は相手方要望、譲受人は粗飼料確保のため。

資金調達の方法及び価格、自己資金337,700円。

世帯員又は構成員、譲渡人が2名、譲受人も2名。

畑、採放地につきましては、譲渡人の9,932㎡、譲受人が1,568,062㎡うち借入地が1,568,062㎡となっております。

経営の状況につきましては、省略させていただきます。

番号1につきまして、調査委員であります高松委員より報告をよろしくお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 2番・高松君。

○2番（高松俊男君） 2番・高松。

議案第42号、番号1について報告致します。

4月6日に、事務局より調査の依頼があり、4月12日に現地調査を行ってまいりました。

許可を受けようとする土地の表示及び状況は記載のとおり確認しました。

譲渡人の[]さんは、[]さんの要望により農地を譲渡し、譲受人の[]さんは粗飼料確保のため今回の申請となりました。

権利を取得する、[]さんの構成員、所有地及び経営地の状況は記載のとおり確認致しました。

[]さんが申請地を取得後の農地すべてについて、耕作を行い、農作業に常時従事するかについても、申請書に記載されたとおり確認致しましたので、農地すべてについて耕作に常時従事すると認められます。

[]さんの農地保有面積は申請地を含め、合計面積が157.7haとなりますので、下限面積要件は満たしております。

権利取得後に農作業に従事し、耕作することによる周辺農地への影響はなく、効率的かつ総合的に利用されると認められます。

以上のことから、農地法第3条第2項各項の要件を満たしており、許可については問題ないと判断致します。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びに現地調査にあたられたました2番・高松君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

（[]君復席）

続いて番号2を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

番号2につきましてご説明させていただきます。

譲渡人、
譲受人、

土地の所在、字クチョロ原野49-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、38,143㎡外1筆、合計面積は62,171㎡となっております。

契約の種類、売買。

権利移転設定の理由、譲渡人は相手方要望、譲受人は粗飼料確保のため。

資金調達の方法及び価格、自己資金4,000,000円。

世帯員又は構成員、譲渡人が2名、譲受人が4名となっております。

畑、採放地につきましては、譲渡人が1,437,053㎡うち借入地が231,248㎡、譲受人が953,000㎡うち借入地が233,000㎡となっております。

経営の状況につきましては、省略させていただきます。

番号2につきましては、調査委員であります澁谷委員より報告をよろしくお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 1番・澁谷君。

○1番（澁谷 洋君） 1番・澁谷。

議案第42号、番号2について報告致します。

4月9日に、事務局より調査の依頼があり、4月12日に現地調査を行ってまいりました。

許可を受けようとする土地の表示及び状況は記載のとおり確認しました。

譲渡人のさんは、さんの要望により農地を譲渡し、譲受人のさんは粗飼料確保のため今回の申請となりました。

権利を取得する、さんの世帯員、所有地及び経営地の状況は記載のとおり確認致しました。

さんが申請地を取得後に、この農地すべてについて、耕作を行い、農作業に常時従事するかについても、申請書に記載されたとおり確認しましたので、農地すべてについて耕作に常時従事すると認められます。

さんの農地所有面積は申請地を含め、合計面積が115haとなりますので、下限面積要件は満たしております。

権利取得後に農作業に従事し、耕作することによる周辺農地への影響はなく、効率的かつ総合的に利用されると認められます。

以上のことから、農地法第3条第2項の各項の要件を満たしており、許可については問題ないと判断致します。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号2について事務局の説明、並びに現地調査にあられたました1番・澁谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

お諮り致します。

番号3から番号4まで、内容2件について審議の都合上一括議題に供したいと思いを。
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号3から番号4まで、内容2件を一括議題と致します。

事務局より内容説明します。

農地係湊谷君。

○農地係(湊谷省吾君) はい。

番号3、番号4について、一括してご説明させていただきます。

番号3。

譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の所在、字虹別原野59線122-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、49,640㎡外1筆、合計面積は99,257㎡。

契約の種類、交換。

権利移転設定の理由、譲渡人、譲受人共に双方利便性のため交換する。

世帯員又は構成員、譲渡人が3名、譲受人が4名となっております。

畑、採放地につきましては、譲渡人が714,409㎡、譲受人が720,987㎡うち借入地が48,692㎡となっております。

続きまして番号4。

譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の所在、字虹別原野70-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、48,813㎡外2筆、合計面積は115,189㎡となっております。

契約の種類、畑、採放地、経営の状況については、番号3と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号3、番号4につきまして、調査委員であります笛木委員より報告をよろしくお願ひ致します。

○会長(佐瀬日出夫君) 14番・笛木君。

○14番(笛木眞一君) 14番・笛木。

議案第42号、番号3、4について報告致します。

4月6日に、事務局より調査の依頼があり、4月9日に現地調査を行ってまいりました。

許可を受けようとする土地の表示及び状況は記載のとおり確認しました。

今回の申請は、[REDACTED]さんと[REDACTED]さんの双方の利便性向上のために、農地を交換し、効率的に農地を使用するための、今回の申請となりました。

権利を取得する、[REDACTED]さんと[REDACTED]さんの世帯員、所有地及び経営地の状況は記載のとおり確認致しました。

[REDACTED]さんと[REDACTED]さんが申請地の農地すべてについて、耕作を行い、農作業に常時従事するかについても、確認しています。

今回の申請地は、[REDACTED]さんと[REDACTED]さんの所有地に隣接する農地の取得ですので、周辺農

地への影響はなく、効率的に利用されると認められます。

これらの調査の結果から、許可については問題ないと判断致します。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号3から番号4まで、内容2件について事務局の説明、並びに現地調査にあられたました14番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号3から番号4まで、内容2件については原案可決されました。

以上をもって、議案第42号、内容4件については原案可決されました。

◎議案第43号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第11。議案第43号、農地法第4条の規定による許可申請について、内容3件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

議案第43号についてご説明させていただきます。

農地法第4条の規定による許可申請について、農地法第4条の規定による農地転用の許可申請があった下記の件について、意見を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示は、別紙のとおり3件となっております。

番号1。

転用者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

土地の所在、字上多和原野西1線74-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、3,715.44㎡外2筆、合計面積が13,633.03㎡。

農地区分、農振農用地区域内農地。

土地利用計画、農振農用地区域。

転用目的、フリーストール牛舎・スラリーストア・ロール置場設置。

転用計画内容、期間、許可日の日から永久。

牛舎1棟、3,110.44㎡。

スラリーストア1棟、593.65㎡。

ロール置場、4,558.42㎡。

作業スペース、5,370.52㎡。

事業費、485,254,800円となっております。

番号1につきましては、調査を橘委員、森田委員、大泉委員、笛木委員に依頼しておりますが、

大泉委員より報告をお願いします。

○会長（佐瀬日出夫君） 8番・大泉君。

○8番（大泉義明君） 8番・大泉。

議案第43号、番号1について報告致します。

4月9日に事務局より調査の依頼があり、4月20日に笛木委員、橘委員、森田委員と事務局より相撲局長、湊谷主事と私で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の5ページから9ページをご覧ください。

申請者は■■■■で営農する■■■■さんが、畜舎の建設をするため農地の永久転用を申請するものです。

この転用を受けようとする土地の表示及び状況、また転用しようとする面積は、記載のとおり確認しています。

農地区分は、農振農用地区域内にある農地と判断致します。

転用しようとする内容及び転用目的、転用計画につきましては、記載のとおり確認しております。

実行性、信用力については、転用にかかわる行為を遂行できると認められ、転用面積についても妥当な面積と判断を致します。

周辺農地へ及ぼす被害や支障等は認められません。

農振農用地区域内の農地は原則不許可ですが、今後も営農を続けるうえで必要な施設の建設であることから、この転用については問題ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びに現地調査にあたられたました8番・大泉君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1は原案可決されました。

続いて番号2を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

番号2についてご説明させていただきます。

番号2。

転用者、■■■■、■■■■さん。

土地の所在、字塘路257-2。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、4,337.30㎡。

農地区分、農振農用地区域内農地。

土地利用計画、農振農用地区域。

転用目的、スラリーストア・ロール置場設置。

転用計画内容、期間、許可日の日から永久。

スラリーストア1棟、778.91㎡。

ロール置場、1,757.98㎡。

作業スペース、1,800.41㎡。

事業費、27,756,000円となっております。

なお番号2につきましては、調査委員を甲斐委員、橘委員、類瀬委員、津野委員に依頼しておりますが、橘委員より報告をお願いします。

○会長（佐瀬日出夫君） 4番・橘君。

○4番（橘 澄子君） 4番・橘です。

議案第43号、番号2について報告致します。

4月9日に事務局より調査の依頼があり、4月16日に津野委員、甲斐委員、類瀬委員と事務局より相撲局長、湊谷主事と私で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の10ページから13ページに記載されていますのでご覧下さい。

申請者は■■■■で営農する■■■■さんが、スラリーストアの建設をするため農地の永久転用を申請するものです。

この転用を受けようとする土地の表示及び状況、また転用しようとする面積は、記載のとおり確認しています。

農地区分は、農振農用地区域内にある農地と判断致します。

転用しようとする内容及び転用目的、転用計画につきましては、記載のとおり確認しております。

実行性、信用力については、転用にかかわる行為を遂行できると認められ、転用面積についても妥当な面積と判断を致します。

周辺農地へ及ぼす被害や支障等は認められません。

農振農用地区域内の農地は原則不許可ですが、今後も営農を続けるうえで必要な施設の建設であることから、この転用については問題ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号2について事務局の説明、並びに現地調査にあたられたました4番・橘君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

続いて番号3を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

番号3につきましてご説明させていただきます。

番号3。

転用者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

土地の所在、字西熊牛原野西3線60-8。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、13,883.59㎡。

農地区分、農振農用地区域内農地。

土地利用計画、農振農用地区域。

転用目的、酪農舎・排水処理施設・パドック・ロール置場設置。

転用計画内容、期間、許可日の日から永久。

酪農舎1棟、1,084.54㎡。

排水処理施設、24㎡。

パドック、3,000㎡。

ロール置場、900㎡。

作業スペース、8,875.05㎡。

事業費、136,000,000円。

番号3につきましては、調査委員を渡邊委員、嶋中委員、森田委員に依頼しておりますが、嶋中委員より報告をお願いします。

○会長（佐瀬日出夫君） 5番・嶋中君。

○5番（嶋中 勝君） 5番・嶋中。

議案第43号、番号3について報告致します。

4月9日に事務局より調査の依頼があり、4月18日に森田委員、渡邊委員と事務局より相撲局長、湊谷主事と私で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の14ページから16ページに記載されていますのでご覧下さい。

申請者はXXXXXXXXXXで営農するXXXXXXXXXXさんが、畜舎の建設をするため農地の永久転用を申請するものです。

この転用を受けようとする土地の表示及び状況、また転用しようとする面積は、記載のとおり確認しております。

農地区分は、農振農用地区域内にある農地と判断致します。

転用しようとする内容及び転用目的、転用計画につきましては、記載のとおり確認しております。

実行性、信用力については、転用にかかわる行為を遂行できると認められ、転用面積についても妥当な面積と判断を致します。

周辺農地へ及びす被害や支障等は認められません。

農振農用地区域内の農地は原則不許可ですが、今後も営農を続けるうえで必要な施設の建設であることから、この転用については問題ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号3について事務局の説明、並びに現地調査にあられました5番・嶋中君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号3は原案可決されました。

以上をもって、議案第43号、内容3件は原案可決されました。

◎議案第44号

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第12。議案第44号、農地法第5条の規定による許可申請について、内容1件を議題といたします。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係(湊谷省吾君) はい。

議案第44号についてご説明させていただきます。

農地法第5条の規定による許可申請について、農地法第5条の規定による農地等転用のための権利移転(設定)の許可申請があった下記の件について、意見を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示は、別紙のとおり1件となっております。

番号1。

所有者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

転用者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

土地の所在、字虹別原野411。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、25,915.66㎡。

農地区分、農振農用地区域内農地。

土地利用計画、農振農用地区域。

契約内容、所有権移転。

転用目的、ロール置場・エプロン・牛舎・導入舎・機械庫・堆肥舎・事務所施設の建設。

転用計画内容、期間、許可日から永久。

転用面積、ロール置場3,210.53㎡、エプロン6,030.43㎡、育成牛舎2棟1,681.92㎡、哺育牛舎2棟1,142.40㎡、導入舎1棟781.92㎡、機械庫1棟291.60㎡、堆肥舎2棟1,111㎡、事務所施設70㎡、作業スペース11,595.86㎡。

事業費、416,928,000円。

なお番号1につきましては、調査委員を橘委員、森田委員、大泉委員、笛木委員に依頼しておりますが、笛木委員より報告をお願い致します。

○会長(佐瀬日出夫君) 14番・笛木君。

○14番(笛木眞一君) 14番・笛木。

議案第44号、番号1について報告いたします。

4月11日に事務局より調査の依頼があり、4月20日に大泉委員、橘委員、森田委員と私、事務局より相撲局長と、湊谷主事で現地調査を行いました。

申請地は参考資料17ページから20ページに記載されていますのでご覧下さい。

申請者はXXXXXXXXXXで哺育事業を行う予定である、XXXXXXXXXXで、売主のXXXXXXXXXXさんの土地に、農業用施設の建設を目的とし、転用の申請をするものです。

この転用を受けようとする土地の表示及び状況、また転用しようとする面積は記載のとおりと確認しています。

農地区分は、農振農用区域内の農地と判断致します。

転用しようとする契約内容及び転用目的、転用計画については記載のとおり確認しております。

実行性、信用力については、転用に係る行為を遂行できると認められ、転用面積についても妥当な面積と判断致します。

周辺農地へ及びばす被害や支障等は認められません。

農振農用区域内の農地は原則不許可ですが、今後も営農を継続するために必要な施設の建設ということから、この転用については問題ないものと判断致しました。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びに現地調査にあたられたました14番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

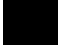
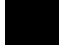
○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

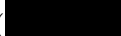
以上をもって、議案第44号、内容1件は原案可決されました。

◎議案第45号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第13。議案第45号、農用地利用集積計画の作成の要請について、内容19件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

なお、番・君は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象になっておりますので、除斥を求めます。

（君退席）

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。



○振興係長（若松 務君） はい。


議案第45号について説明させていただきます。



農用地利用集積計画の作成の要請について、下記の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められるので、標茶町長に農用地利用集積計画の作成を要請することについて議決を求めるものであります。


作成を要請する農用地利用集積計画、別紙のとおり19件であります。

番号1。

利用権の設定等を受ける者、、

さん

利用権の設定等をする者、、

さん。

土地の所在、字クチョロ原野北46線17-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、48,859㎡外2筆、合計の面積は97,373㎡。

利用権設定等の種類は、所有権の移転。

利用権設定等の内容は、普通畑及び採放地。

成立する法律関係は、売買。

所有権移転の時期は、平成30年4月27日。

対価の支払期限は、平成30年7月31日。

土地の引渡時期は、対価の支払日。

価格は、487,000円。

支払方法は、指定口座振込みとなっております。

なお、番号1につきましては、あっせん案件のため、改めての現地調査は行っておりません。

以上です。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって、番号1について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

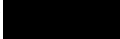
これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

（君復席）

お諮り致します。

番号2から番号5まで、内容4件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

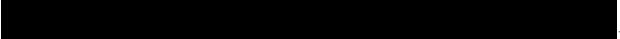
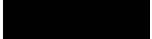
よって、番号2から番号5まで、内容4件について一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長（若松 務君） はい。

番号2について説明させていただきます。

利用権の設定等を受ける者、、さん。

利用権の設定等をする者、、
さん。

土地の所在、字クチョロ原野171-2。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、40,280㎡外10筆、合計の面積が184,988㎡。

利用権設定等の種類は、所有権の移転。

利用権設定等の内容は、普通畑及び採放地。

成立する法律関係は、売買。

所有権移転の時期は、平成30年4月27日。

対価の支払期限は、平成30年7月31日。

土地の引渡時期は、対価の支払日。

価格は、4,806,000円。

支払方法は、指定口座振込みとなっております。

なお、番号3、4、5につきまして、利用権設定等の種類、利用権設定等の内容、成立する法律関係、所有権移転の時期、土地の引渡時期、支払方法が番号2と同じですので、説明を省略させていただきます。

番号3。

利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の所在、字雷別50-3。

地目、登記簿、牧場。

現況、採放地。

面積、123㎡外7筆、合計の面積が103,804㎡。

対価の支払期限、平成30年5月31日。

価格、898,000円となっております。

なお、番号4、番号5につきまして、対価の支払期限が番号3と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号4。

利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の所在、字上チャンベツ原野東3線東5-1。

地目、登記簿、牧場。

現況、採放地。

面積、3,057㎡外5筆、合計の面積が11,081㎡。

価格は、23,000円となっております。

番号5。

利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の所在、字栄184-3。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、6,684㎡外3筆、合計の面積が7,402㎡。

価格は、49,000円となっております。

なお、番号2から番号5につきましては、すべてあっせん案件でありますので、改めての現地調査は行っておりません。

以上です。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって、番号2から番号5まで内容4件について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号2から番号5まで、内容4件については原案可決されました。

続いて番号6を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長(若松 務君) はい。

番号6について説明させていただきます。

利用権の設定等を受ける者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

利用権の設定等をする者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

土地の所在、字熊牛原野16線西2-2。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、8,908㎡外16筆、合計の面積175,221㎡。

利用権設定等の種類は、賃借権の設定。

利用権設定等の内容は、普通畑。

成立する法律関係は、賃貸借。

利用権の期間は、平成30年4月27日から平成40年4月26日まで。

土地の引渡時期は、平成30年4月27日。

金額は、年間450,000円。

支払方法は、毎年8月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、現地調査につきまして、森田委員に依頼しております。

ご報告をお願い致します。

○会長(佐瀬日出夫君) 7番・森田君。

○7番(森田享子君) 7番・森田です。

議案第45号、番号6について報告致します。

4月10日付けで事務局より調査依頼がありまして、4月14日に現地調査に行っておりました。

利用権設定等の農地については、継続の賃貸契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主のXXXXXXXXXXさんは、相手側の希望により農地を貸付けるものです。

借主のXXXXXXXXXXさんは、農地を借り受けて自給飼料の確保を図るということです。

この賃貸借契約につきましては、借受者は認定農業者となっており、農用地の全てを効率的に利用して、耕作を行い、農作業に常時従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし適格であると判断しました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長(佐瀬日出夫君) 以上をもって、番号6について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました7番・森田君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号6については原案可決されました。

続いて番号7を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長(若松 務君) はい。

番号7について説明させていただきます。

利用権の設定等を受ける者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

利用権の設定等をする者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

土地の所在、字オソツベツ657-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、107,352㎡外1筆、合計面積は324,872㎡。

利用権設定等の種類は、使用貸借権の設定。

利用権設定等の内容は、普通畑。

成立する法律関係は、使用貸借。

利用権の期間は、平成30年4月27日から平成40年4月26日まで。

土地の引渡時期は、平成30年4月27日。

金額は、無償。

支払方法は、なし。

なお、現地調査につきまして、高橋委員に依頼しております。

ご報告をお願い致します。

○会長(佐瀬日出夫君) 15番・高橋君。

○15番(高橋政寿君) 15番・高橋。

議案第45号、番号7について報告致します。

4月10日付けで調査依頼があり、4月17日に調査してまいりました。

利用権設定等の農地については、継続の契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主のXXXXXXXXXXさんは、相手方要望により、農地を貸付けするものです。

借主のXXXXXXXXXXさんは、農地を借受け粗飼料を確保するということでした。

この契約については、借受者は認定農業者となっており、農用地の全てを効率的に利用し、耕作を行い、農作業に常時従事すると認められます。

従いまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし適格であると判断致しました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長(佐瀬日出夫君) 以上をもって、番号7について事務局の説明、並びに現地調査にあられました15番・高橋君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「あり」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) 1番・澁谷君。

○1番(澁谷 洋君) 1番・澁谷です。

これは貸借、無償になってるんですけども、32町の面積ですけども、何かわかるところで説明できたらお願いします。

○会長(佐瀬日出夫君) 15番・高橋君。

○15番(高橋政寿君) 15番・高橋です。

この契約につきましては、XXXXXXXXXXさんは十数年前に離農いたしまして、すぐ土地を売却する予定でありましたけれども、まだご両親が健在であったということもありまして、土地を売ることを断念し、その土地を管理していただきたいということで、XXXXXXXXXXさんに無償により管理をお願いしているということです。

以上です。

○会長(佐瀬日出夫君) 澁谷君いいですか。

○1番(澁谷 洋君) はい、わかりました。

○会長(佐瀬日出夫君) 他にご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号7については原案可決されました。

続いて番号8を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長(若松 務君) はい。

番号8について説明させていただきます。

利用権の設定等を受ける者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

利用権の設定等をする者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

土地の所在、字多和354-2。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、30,035㎡外20筆、合計面積が343,481.85㎡。

利用権設定等の種類は、賃借権の設定。

利用権設定等の内容は、普通畑。

成立する法律関係は、賃貸借。

利用権の期間は、平成30年4月27日から平成31年4月26日まで。

土地の引渡時期は、平成30年4月27日。

金額は、年間1,000,000円。

支払方法は、毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、現地調査につきまして、類瀬委員に依頼しております。

ご報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 11番・類瀬君。

○11番（類瀬正幸君） 11番・類瀬。

議案第45号、番号8番について報告致します。

4月10日付けで事務局より調査依頼があり、4月13日に現地調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地につきましては、新規の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の[]さんは、相手方の希望により、農地を貸付するものです。

借主の[]さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約につきましては、借受者は認定農業者となっており、農用地の全てを効率的に利用して、耕作を行い、農作業に常時従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし適格であると判断しました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって、番号8について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました11番・類瀬君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号8については原案可決されました。

続いて番号9を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長（若松 務君） はい。

番号9について説明させていただきます。

利用権の設定等を受ける者、[]、[]さん。

利用権の設定等をする者、[]、[]さん。

土地の所在、字標茶671の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、36,381㎡外4筆、合計面積が120,000㎡です。

利用権設定等の種類は、賃借権の設定。

利用権設定等の内容は、普通畑。

成立する法律関係は、賃貸借。

利用権の期間は、平成30年4月27日から平成40年4月26日まで。

土地の引渡時期は、平成30年4月27日。

金額は、年間384,000円。

支払方法は、毎年5月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、現地調査につきまして、笛木委員に依頼しております。

ご報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 14番・笛木君。

○14番（笛木眞一君） 14番・笛木。

議案第45号、番号9について報告致します。

4月10日に事務局より調査の依頼があり、4月14日に確認調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地については、新規の賃貸契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の[]さんは、相手方の要望により、農地を貸付けるものです。

借主の[]さんは、農地を借受け自給飼料の確保を図るということです。

この賃貸契約については、借受者は認定農業者となっており、農用地の全てを効率的に利用して、耕作を行い、農作業に常時従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし適格であると判断しました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって、番号9について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました14番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号9については原案可決されました。

続いて番号10を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長（若松 務君） はい。

番号10について説明させていただきます。

利用権の設定等を受ける者、[]、[]さん。

利用権の設定等をする者、[]、[]さん。

土地の所在、字虹別原野110-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、50,886㎡外16筆、合計の面積が255,359㎡です。

利用権設定等の種類は、貸借権の設定。

利用権設定等の内容は、普通畑。

成立する法律関係は、賃貸借。

利用権の期間は、平成30年4月27日から平成40年4月26日まで。

土地の引渡時期は、平成30年4月27日。

金額は、年間810,000円。

支払方法は、毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、現地調査につきまして、笛木委員に依頼させていただきました。

報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 14番・笛木君。

○14番（笛木眞一君） 14番・笛木。

議案第45号、番号10について報告致します。

4月10日に事務局より調査の依頼があり、4月14日に確認調査に行っていました。

利用権設定等の農地については、継続の賃貸契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の[]さんは、相手方の要望により、農地を貸付けするものです。

借主の[]さんは、農地を借受け自給飼料の確保を図るということです。

この賃貸契約については、借受者は認定農業者となっており、農用地の全てを効率的に利用して、耕作を行い、農作業に常時従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし適格であると判断しました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって、番号10について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました14番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号10については原案可決されました。

続いて番号11を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長（若松 務君） はい。

番号11について説明させていただきます。

利用権の設定等を受ける者、[]、[]さん。

利用権の設定等をする者、[]、[]さん。

土地の所在、字多和161-15。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、14,015㎡。

利用権設定等の種類は、賃借権の設定。

利用権設定等の内容は、普通畑。

成立する法律関係は、賃貸借。

利用権の期間は、平成30年4月27日から平成40年4月26日まで。

土地の引渡時期は、平成30年4月27日。

金額は、年間10,000円。

支払方法は、毎年11月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、現地調査につきましては、大泉委員に依頼をさせていただきました。

ご報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 8番・大泉君。

○8番（大泉義明君） 8番・大泉。

議案第45号、番号11について報告致します。

平成30年4月10日付けで調査依頼があった賃貸借について、4月24日に調査してまいりました。

利用権設定等の農地については、新規の賃貸契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の[]さんは、相手方要望のために農地を貸付するものです。

借主の[]さんは、農地を借受け経営規模拡大をすることでした。

この賃貸契約につきましては、借受者は認定農業者となっており、農用地の全てを効率的に利用して、耕作を行い、農作業に常時従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし適格であると判断しました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって、番号11について事務局の説明、並びに現地調査にあたらされました8番・大泉君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号11については原案可決されました。

続いて番号12を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長（若松 務君） はい。

番号12について説明させていただきます。

利用権の設定等を受ける者、[]、[]さん。

利用権の設定等をする者、[]、[]さん。

土地の所在、字クチョロ原野101。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、15,160㎡外8筆、合計面積が115,756㎡。

利用権設定等の種類は、賃借権の設定。

利用権設定等の内容は、普通畑。

成立する法律関係は、賃貸借。

利用権の期間は、平成30年4月27日から平成40年4月26日まで。

土地の引渡時期は、平成30年4月27日。

金額は、年間356,000円。

支払方法は、毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、現地調査につきまして、澁谷委員に依頼をさせていただいております。

ご報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 1番・澁谷君。

○1番（澁谷 洋君） 1番・澁谷です。

議案第45号、番号12について報告致します。

4月10日付けで事務局より調査依頼がありまして、4月12日に現地調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地については、新規の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の[]さんは、相手方の要望により農地を貸付するものです。

借主の[]さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約につきましては、借受者は認定農業者となっており、農用地の全てを効率的に利用し、耕作を行い、農作業に常時従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし適格であると判断しました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって、番号12について事務局の説明、並びに現地調査にあたらされました1番・澁谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号12については原案可決されました。

続いて番号13を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長（若松 務君） はい。

番号13について説明させていただきます。

利用権の設定等を受ける者、[]、[]
[]さん。

利用権の設定等をする者、[]、[]さん。

土地の所在、字クチョロ173-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、71,119㎡外7筆、合計面積が245,855㎡。

利用権設定等の種類は、賃借権の設定。

利用権設定等の内容は、普通畑。

成立する法律関係は、賃貸借。

利用権の期間は、平成30年4月27日から平成35年4月26日まで。

土地の引渡時期は、平成30年4月27日。

金額は、年間616,800円。

支払方法は、毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、現地調査につきましては、澁谷委員に依頼をさせていただいております。

ご報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 1番・澁谷君。

○1番（澁谷 洋君） 1番・澁谷です。

議案第45号、番号13について報告致します。

4月10日付けで事務局より調査依頼がありまして、4月12日に現地調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地については、新規の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の [] さんは、相手方の要望により農地を貸付するものです。

借主の [] さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸契約につきましては、借受者は認定農業者となっており、農用地の全てを効率的に利用し、耕作を行い、農作業に常時従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし適格であると判断しました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって、番号13について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました1番・澁谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号13については原案可決されました。

続いて番号14を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長（若松 務君） はい。

番号14について説明させていただきます。

利用権の設定等を受ける者、 []、 []

[] さん。

利用権の設定等をする者、 []、 [] さん。

土地の所在、字オソツベツ106-1。

地目は、登記簿、現況共に畑。

面積、44,201㎡外4筆、合計の面積が124,068㎡です。

利用権設定等の種類は、賃借権の設定。

利用権設定等の内容は、普通畑。

成立する法律関係は、賃貸借。

利用権の期間は、平成30年4月27日から平成40年4月26日まで。

土地の引渡時期は、平成30年4月27日。

金額は、年間330,000円。

支払方法は、毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、現地調査につきましては、高松委員に依頼をさせていただいております。

ご報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 2番・高松君。

○1番（澁谷 洋君） 2番・高松です。

議案第45号、番号14について報告致します。

4月10日付けで事務局より調査依頼がありまして、4月22日に現地調査に行っておりました。

利用権設定等の農地については、継続の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の[]さんは、相手方の希望により農地を貸付するものです。

借主の[]さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約について、借受者は認定農業者となっており、農用地の全てを効率的に利用して、耕作を行い、農作業に常時従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし適格であると判断しました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって、番号14について事務局の説明、並びに現地調査にあたりました2番・高松君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号14については原案可決されました。

続いて番号15を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長（若松 務君） はい。

番号15について説明させていただきます。

利用権の設定等を受ける者、[]、[]
[]さん。

利用権の設定等をする者、[]、[]さん。

土地の所在、字オソツベツ110-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、96,991㎡。

利用権設定等の種類は、使用貸借権の設定。

利用権設定等の内容は、普通畑。

成立する法律関係は、使用貸借。

利用権の期間は、平成30年4月27日から平成50年4月26日まで。

土地の引渡時期は、平成30年4月27日。

金額は、無償。

支払方法は、なしとなっております。

なお、現地調査につきましては、高松委員に依頼をさせていただいております。

ご報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 2番・高松君。

○1番（澁谷 洋君） 2番・高松。

議案第45号、番号15について報告致します。

10月10日付けで事務局より調査依頼がありまして、4月22日に現地調査に行っておりま
した。

利用権設定等の農地については、新規の使用貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の[]さんは、法人役員として農地を貸付するものです。

借主の[]さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るというこ
とでした。

この使用貸借契約につきましては、借受者は認定農業者となっており、農用地の全てを効率的に
利用して、耕作を行い、農作業に常時従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし適格であると判断しました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって、番号15について事務局の説明、並びに現地調査にあた
られました2番・高松君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号15については原案可決されました。

お諮り致します。

番号16から番号18まで、内容3件を審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号16から番号18まで内容3件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長（若松 務君） はい。

番号16について説明させていただきます。

利用権の設定等を受ける者、

さん。

利用権の設定等をする者、

さん。

土地の所在、字上オソツベツ原野120-76。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、69,106㎡。

利用権設定等の種類は、賃借権の設定。

利用権設定等の内容は、普通畑。

成立する法律関係は、賃貸借。

利用権の期間は、平成30年4月27日から平成33年7月30日まで。

土地の引渡時期は、平成30年4月27日。

金額は、年間13,821円。

支払方法は、毎年5月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号17、18につきまして、利用権の設定等を受ける者、利用権設定等の種類、利用権設定等の内容、成立する法律関係、利用権の期間の始期、土地の引渡時期が番号16と同じでありますので説明を省略させていただきます。

番号17。

利用権の設定等をする者、さん、さん。

土地の所在、字中オソツベツ1-1の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、3,352㎡外4筆、合計の面積が79,953㎡です。

利用権の期間の終期、平成37年6月29日。

金額は、年間242,500円。

支払方法は、毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

番号18。

利用権の設定等をする者、さん。

土地の所在、字中オソツベツ原野96-1の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、57,715㎡。

利用権の期間の終期、平成33年5月31日まで。

金額は、年間150,000円。

支払方法は、毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、現地調査につきましては、高松委員に依頼をさせていただいております。

ご報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 2番・高松君。

○1番（澁谷 洋君） 2番・高松です。

議案第45号、番号16、17、18について報告致します。

4月10日付けで事務局より調査依頼がありまして、4月22日に現地調査に行っておりま
した。

利用権設定等の農地については、新規の賃貸契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の [] さん、 [] さんの []
[] さん、 [] さん、 [] さんは、相手側の希望により農地を貸付するものであります。
借主の [] さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るという
ことでした。

この賃貸借契約について、借受者は認定農業者となっており、農用地の全てを効率的に利用して、
耕作を行い、農作業に常時従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし適格であると判断しました。
詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって、番号16から番号18まで内容3件について事務局の説
明、並びに現地調査にあたられました2番・高松君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号16から番号18まで内容3件については原案可決されました。

続いて番号19を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長（若松 務君） はい。

番号19について説明させていただきます。

利用権の設定等を受ける者、 [] さん、 [] さん。

利用権の設定等をする者、 [] さん、 [] さん。

土地の所在、字オソツベツ445-1。

地目、登記簿、牧場。

現況、畑。

面積は、1,953㎡外26筆、合計の面積が398,210.75㎡です。

利用権設定等の種類は、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係は、賃貸借。

利用権の期間は、平成30年4月27日から平成40年4月26日まで。

土地の引渡時期は、平成30年4月27日。

金額は、年間398,210円。

支払方法は、毎年11月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、現地調査につきまして、嶋中委員に依頼をさせていただいております。

ご報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 5番・嶋中君。

○5番（嶋中 勝君） 5番・嶋中。

議案第45号、番号19について報告致します。

4月20日付けで事務局より調査依頼がありまして、4月23日に現地調査に行っていました。

利用権設定等の農地については、先代から継続の賃貸契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の[]さんは、相手方の希望により農地を貸付するものです。

借主の[]さんは、経営を父から引き継ぎまして、経営主として農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約につきましては、借受者は認定農業者となっており、農用地の全てを効率的に利用して、耕作を行い、農作業に常時従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし適格であると判断致しました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって、番号19について事務局の説明、並びに現地調査にあたらされました5番・嶋中君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号19については原案可決されました。

以上をもって、議案第45号、内容19件は原案可決されました。

休憩致します。

休憩 午前11時50分

再開 午前11時57分

○会長（佐瀬日出夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第46号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第14。議案第46号、平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）についてを議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長（若松 務君） はい。

議案第46号について説明させていただきます。

平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について、平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について、次のとおり策定したので議決を求める

ものであります。

平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）、別紙のとおりとなっております。

なお、議案資料23ページをご覧ください。

先ほど、報告第27号でも説明をさせていただいた、農林水産省経営局農地政策課長からの文書のなかです。2番になりますが、農業委員会は区域内の農地等の利用最適化の推進、その他の事務に関して前年度のその達成に向けた活動計画、別紙様式1及び活動計画の点検評価結果、別紙様式2を、ホームページ等で6月30日までに、公表することが適当です、ということで指導をされております。

この点検評価（案）の、様式についても国から指定されてる様式であります。

内容につきましては、全体協議会の中でもご説明をさせていただきましたので、説明は省略させていただきます。

審議のほど、宜しくお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

以上をもって、議案第46号は原案可決されました。

◎議案第47号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第15。議案第47号、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）についてを議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長（若松務君） はい。

議案第47号について説明をさせていただきます。

平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について、次のとおり策定したので議決を求めるものであります。

平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）、別紙のとおりとなっております。

なお、説明につきましては全体協議会で説明させていただきましたとおりでありますので、省略させていただきます。

宜しくお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

以上をもって、議案第47号は原案可決されました。

◎議案第48号

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第16。議案第48号、平成30年度標茶町農業委員会事業計画についてを議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長(若松 務君) はい。

議案第48号について説明をさせていただきます。

平成30年度標茶町農業委員会事業計画について、平成30年度標茶町農業委員会事業計画を定めたいので、承認を求めるものであります。

平成30年度標茶町農業委員会事業計画、別紙のとおりとなっております。

この事業計画につきましては、毎年4月に標茶町農業委員会としての計画として、事業計画を定めているものであり、その後インターネット・ホームページの方で公表させていただいてる内容であります。

最初の前文と活動方針のみ読み上げて提案をさせていただきたいと思っております。

平成30年度標茶町農業委員会事業計画。

I 農業情勢と課題。

本町の農業は、広大な土地と恵まれた水資源に支えられ、草地型酪農を根幹として、生産基盤整備の積極的な推進により経営規模の拡大を続け、我が国でも有数の酪農地帯として成長を遂げてきたほか、肉牛の生産・販売にも積極的に取り組み、野菜生産においては、冷涼な気候を活かし大根の栽培も導入され、道内屈指の産地として知られるようになりました。

しかしながら、担い手の不在など依然厳しい経営環境におかれ、新規就農研修制度の充実を図っておりますが、離農戸数も高く推移しております。

なお、農業委員会組織・制度改革については、改正法に基づく農業委員改選が行われました。

これまで同様、法令業務・振興業務の積極的な取り組みはもとより農地利用最適化の確実な実施に努めてまいります。

このような状況を踏まえ、本会は「農業委員会等に関する法律」に定められた農地行政の厳正な実施はもとより、農業委員一人ひとりの役割を十分に発揮して、本町農業の持続的発展と、本町の振興に寄与するため「行動する農業委員会」としてさらに取り組みを強化し農業・農業者の公的代表機関として本町農業振興のために関係機関・団体との連携強化を図り積極的な活動を推進してまいります。

II 活動方針

1 農業委員会活動を実現するため農業委員自ら実践行動に取り組む。

2 地区担当制により農業者の声を幅広くくみとり、きめ細かな農業委員会活動を展開する。

その他内容については、ご覧いただきたいと思います。

宜しくお願い致します。

○会長(佐瀬日出夫君) 以上をもって、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

以上をもって、議案第48号は原案可決されました。

◎議案第49号

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第17。議案第49号、農地等の利用最適化の推進に関する指針の見直しについてを議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長(若松務君) はい。

議案第49号について説明をさせていただきます。

農地等の利用最適化の推進に関する指針の見直しについて、農業委員会等に関する法律第7条の規定により、農地等の利用の最適化の推進に関する指針(平成29年7月31日制定)を見直すことについて議決を求めるものであります。

農地等の利用最適化の推進に関する指針(案)別紙のとおりであります。

議案資料の24ページをご覧ください。

こちらに、農業委員会等に関する法律第7条が記載されております。

第7条第3項にですね、農業委員会は第一項の指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない、ということで定められております。

平成29年の7月31日、第2回の総会の時に、初めて農地等の利用の最適化の推進に関する指針を、この場で策定させていただきました。

今回、平成30年度の活動計画等、目標及びその達成に向けた活動計画、その内容等踏まえてですね、ちょっと内容を一部見直しをしております。

議案資料の最終ページ、25ページをご覧ください。

ちょっと薄いんですけども、網掛けがされてる所が、今回見直した所であります。

目標の年数としては、3年間ということで、平成30年度から平成32年度の目標という形で変更、見直しをしております。

また、2番目の担い手への農地利用集積について、ということなんですけれども、こちら目標81ha各年、81haに見直しをさせていただいております。

これにつきましては、議案の46ページですね、平成30年度の目標及び、その達成に向けた活動計画の中の、担い手への農地の利用集積・集約化という2番目の項目になります。

平成30年度の目標及び活動計画ということで、数字の2ということで、目標を掲げております。

目標設定の考え方を今回少し変えておりまして、平成29年度から10年間をかけて、集積率95%を目指さない、ということで国の方でも目標を掲げていて、各農業委員会はそれに向けて努力をしなければならない、ということでもあります。

それに見習い、10年後の集積率95%を目指す目標として、今回は81haという数字が出て

きております。

標茶町の耕地面積は29,000haほどあるんですけど、その内公共牧野、公共牧場などが3,500haほどありまして、どうしてもその部分は、担い手の集積率としては反映してこない部分でありますので、その部分の面積は除いた中で、95%を目指していくという数字の設定となっております。

その部分の目標値の81haを見直しをさせていただいたところが、変更点となっております。

内容につきましては、案のとおりと提案させていただきますので、宜しくお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

以上をもって、議案第49号は原案可決されました。

◎閉議の宣告

○会長（佐瀬日出夫君） これをもちまして、第11回標茶町農業委員会総会に付議されました案件の審議は、全部終了致しました。

◎閉会の宣告

○会長（佐瀬日出夫君） 第11回標茶町農業委員会総会を閉会致します。

長時間に渡り、ありがとうございました。

（午前12時39分閉会）